

むつ市中小企業被災資産復旧補助金審査チェックリスト

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	むつ市中小企業被災資産復旧補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	補助事業計画書（様式第1号－別紙）
<input type="checkbox"/>	収支予算書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	同意書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	被災した施設設備に係る罹災証明証、被災届出証明書その他の公的機関が発行する被災したことを証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	青森県東方沖地震により被害を受けたことが分かる施設設備の写真
<input type="checkbox"/>	被災した施設設備の固定資産課税台帳、償却資産明細書等 ※補助対象となる施設又は設備以外にも当該台帳等に含まれている場合は、対象となる箇所を下線やマーカー等で強調してください。
<input type="checkbox"/>	補助金申請額の積算根拠となる見積書（及び見積に関する書類一式）等 ※新品購入の場合は単価100万（税込）超、の場合のみ複数見積りが必要ですが、中古品購入の場合は金額に関わらず、全て複数見積りが必要です。 ※導入する設備（機種）等の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の内訳が記載されているもの（「〇〇一式」等、内訳が分からない内容のものは不可） ※施設の取得又は修繕の場合は、設計書、立面図、平面図等、関係資料一式 ※災害救助法適用日（令和7年12月8日）以降に発注し、支出済みの経費について申請する場合は、見積書に代えて、請求書及び支払の確認できる書類 ※交付申請前に発注済みであっても支払前の経費については、見積書や契約書、請書など、金額が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	【復旧が完了した施設・設備がある場合】 ・費用の支払いが完了したことを証する書類 （納品書、請求書、振込金額を確認できる通帳の写し又は領収書） ・復旧した施設・設備の写真 ・施設の取得又は修繕の場合は、平面図、立面図 （修繕箇所がわかるように明示してください）
<input type="checkbox"/>	【受取保険金がある場合】 受取保険金の額を確認できる書類 （複数ある場合は、補助対象とする施設・設備分全て）
<input type="checkbox"/>	【法人の場合】 賃借対照表及び損益計算書（直近1期分） ※損益計算書がない場合は、確定申告書（表紙（受付印のある用紙）及び別表四（所得の簡易計算）の写しを提出してください。） ※決算期を一度も迎えていない場合は、履歴事項全部証明書（最新のもの。写し可）を提出してください。

<input type="checkbox"/>	<p>【個人事業主の場合】</p> <p>本人確認書類（申請者の氏名・住所が確認できるもの）の写し</p> <p>※運転免許証（表面・裏面の両方）、マイナンバーカード（表面のみ）等直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）】（税務署受付印のあるもの）又は開業届（税務署の受付印のあるもの）</p> <p>※決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて、「収益事業開始届出書」の写しを提出してください。</p> <p>※開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書の写しを提出してください。</p> <p>※確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」（原本）を追加で提出してください。</p> <p>※電子申告した方は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として納付してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【申請内容がテナントビルや貸店舗・貸工場等の復旧である場合】</p> <p>所有者と使用者（店子）の間で締結した賃貸借契約書等の写し</p> <p>※契約期間が、青森県東方沖地震の発生日を含み、かつ、交付申請日を含む契約書を提出願います。</p>

※申請内容に応じて、上記以外の追加書類の提出を求める場合があります。